

令和6年10月4日
総務部人権推進課

江東区版パートナーシップ制度の適正な運用の確保等について

区議会からのご意見等を踏まえて、「制度の適正な運用の確保等」を図るため、以下のような対応を検討した。

1 宣誓書の届出時の確認

- ・職員が対面により、本人確認（マイナンバーカード等の提示）及び意思確認（宣誓書への自書）
- ・宣誓書の記載内容確認（戸籍抄本等の提出）

2 適正な運用の確保

- 運用委員会の設置（下線は条例施行規則に規定予定）
 - ・制度の適正な運用及び普及促進のため、運用委員会を設置
 - ・会議体は、庁内会議とし、男女共同参画推進行政会議と同時に開催
 - ・年1回の制度の利用状況等の調査結果の報告
 - ・制度の普及啓発状況の報告
 - ・制度の改善の必要性の検討
 - ・不正事案の情報提供及び再発防止策の検討
 - ・その他制度の運用に関すること
- 関係部署との連携
 - ・当制度において、不正が発覚した場合又は不正が疑われる場合には、関係部署が情報共有し、江東区版パートナーシップ所管課において、必要な調査・確認を実施
- 宣誓の取り消しを行った場合（下線は条例施行規則に規定予定）
 - ・不正が確認された場合、宣誓を取り消し、受領証番号を公表

3 啓発促進と運用状況の公表等

- 区報による制度の周知、啓発
- ホームページによる制度の運用状況の公表
- 男女共同参画審議会への制度の運用状況の報告
- 区議会への制度の運用状況の報告